

光市ごみ収集車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、光市有料広告掲載取扱要綱（平成22年光市告示第21号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、光市環境市民部環境事業課が管理するごみ収集車への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準等)

第2条 掲載する広告は、要綱第3条並びに光市有料広告掲載基準（平成22年光市訓令第4号）第2条及び第3条に規定するもののほか、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条各号に規定する表示に該当すると認められるもの
- (2) 市民の健康上好ましくないと判断されるもの
- (3) 広告主が、市のごみ収集運搬業務を行っていると市民に誤解を生じさせるおそれがあるもの
- (4) 市内に営業所等を置かない事業者の広告。ただし、市内に競合する事業者がない業種及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく教育を行う施設に関するものを除く。

(広告掲載日)

第3条 広告の掲載（以下「広告掲載」という。）をする日（以下「広告掲載日」という。）は、次の各号に掲げる日（以下「掲載除外日」という。）を除いた日とする。

- (1) ごみ収集業務の実施を予定していない日
 - (2) 車両の修理、点検整備等を実施する日
 - (3) 市長がごみ収集業務の実施が困難と認める日
- 2 前項第2号に該当する事由による掲載除外日が、連続して10日以上となる場合は、予備車両に掲載するものとする。

(広告掲載期間)

第4条 広告掲載の期間は、各月の1日から末日までの1月単位とし、掲載を始めた月の属する年度の末日を限度とする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、市ホームページ及び市広報紙等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿を添えて、広告掲載を希望する月の前月1日までに書面により市長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、先着順で受け付ける。この場合において、広告の申込みが同時であったときは、抽選により申込み順を決定する。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条第1項の広告掲載申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(広告の作成、提出、撤去、引取り)

第8条 前条の規定による広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告主の負担で広告を作成し、市が指定する日までに当該広告を提出しなければならない。

2 広告掲載及び掲載期間の終了した場合の撤去は、市が行う。

3 広告主は、前項の規定により撤去された広告を、市が指定する日までに引き取らなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、広告主は広告掲載取下申出書（様式第3号）により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は還

付しない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに掲載料の納付がない場合
- (2) 市長が指定する期日までに広告原稿を提出しない場合
- (3) 広告主が虚偽の申請をした場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと市長が判断した場合

2 前項の規定により広告を取り消した場合は、広告掲載決定取消通知書（様式第4号）により、広告主に通知するものとする。この場合において、市は広告主に対し、その賠償の責めを負わない。

(広告の規格及び掲載料等)

第11条 広告の規格及び掲載料等は、次のとおりとする。

掲載枠	規格	掲載料（月額）	材質
左側面	縦0.6m×横1.2m	6,000円	マグネットシート
右側面	縦0.6m×横1.2m	6,000円	マグネットシート

2 広告主は、市長が指定する期日までに掲載料を納付しなければならない。

(掲載料の還付)

第12条 納付された掲載料は、還付しない。ただし、第3条第1項第3号に該当する掲載除外日が広告掲載日の過半に達したときは、当該月の掲載料に相当する額を還付することができる。

- 2 前項の規定により掲載料を還付する場合は、利子を付さない。
- 3 掲載料の還付を受けようとする者は、広告掲載料還付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(免責)

第13条 市長は、市の責めに帰することができない理由による広告の破損、

盗難等について、その責めを負わない。

- 2 広告主は、広告物の素材等に起因する車両の外装等の塗装の剥離その他の損傷が生じたときは、広告主の負担において現状に復さなければならない。
(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。